

2020年4月17日

認証サロン運営事業者各位
エステティックサロン運営事業者各位

全国への「緊急事態宣言」に対するご協力をお願い

特定非営利活動法人
日本エステティック機構
理事長 福士 政広

平素より当機構の認証活動に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

サロン認証事業者をはじめとした多くのエステティックサロンを運営されている事業者の皆様には、先日発表がありました7都道府県に発出された「緊急事態宣言」に対するご協力をお願い」及び「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の実施にご協力をいただいておりますことを衷心より感謝申し上げます。

今般、新たに2020年4月16日付にて、新たに新型コロナウイルス感染拡大の防止を目的に、5月6日まで「改正新型インフルエンザ等特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」の対象が全国に拡大されました。

ご承知のこととは存じますが、この「緊急事態宣言」は(1)国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れ、(2)全国かつ急速なまん延により国民生活・経済に甚大な影響を及ぼす恐れに該当する事態が発生した場合に、政府が発出するもので一定の期間、政府が対象とした都道府県において、当該都道府県知事により「緊急事態措置」として外出の自粛要請や一部民間施設の使用制限や停止の要請又は指示などが出されるものです。

このたび、全国に拡大して「緊急事態宣言」が発出した理由としては、地方でも感染拡大の傾向にあり大型連休の人の移動により地方に感染者が急増することで地方の医療崩壊を防ぐことを目的としているとのことです。また、この間に人の接触を極力8割減少させることにより感染拡大の減少を目指すものです。

「緊急事態宣言」に基づく都道府県知事による要請や指示は法的拘束力を持たないものの「緊急事態宣言」の主旨から、この要請や指示に対して、できる限り協力をすべきものであると考えます。

つきましては、全国のエステティックサロン事業者の皆様には、「緊急事態宣言」の主旨をよくご理解をいただいた上で、都道府県から発せられる要請や指示に全面的にご協力をいただきたくお願い申し上げます。

特に、特定警戒都道府県に指定された自治体にて営業されている事業者の皆様には、サロンの一時休業という選択肢も含めてご検討下さいますよう強くお願い申し上げます。

なお、当機構としましても政府及び都道府県に対して、この間の一時休業の損失の補償・補填の要望を関連団体と協同して要請してまいります。

また、特定警戒都道府県以外の事業者の皆様には、お客様及び従業員の皆様の命を守るために引き続き「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿って衛生管理等の厳重なご対応を行うとともに、都道府県からの要請や指示の動向を踏まえ、サロンの一時休業という選択肢も含めてご検討いただきたくお願い申し上げます。

2020年4月17日

この新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて大変重要な局面となっており、エステティック事業者の皆様だけではなく国民すべてが試練に立たされております。大変厳しい状況が続きますが、この困難を乗り越えるため重ねて関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上